

## 日本のひなた宮崎 国スポ 会場地市町村弁当調達業務指針

### 1 趣旨

この指針は、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ弁当調達要項に基づき、会場地市町村実行委員会（以下「会場地市町村」という。）が実施する弁当調達業務を適正に行うことができるよう基本的な考え方を示すものとする。

### 2 実施業務

国スポ県内競技会における弁当調達業務は、次の事項を実施する。

#### (1) 弁当調製施設の選定

宮崎県福祉保健部衛生管理課（以下「衛生管理課」という。）及び関係する保健所等の協力を得て、衛生管理上適切な弁当調製施設を選定する。なお、弁当調製施設選定にかかる詳細な基準については、3 弁当調製施設の選定基準に準ずることとする。

#### (2) 選定した弁当調製施設の報告

① 選定した弁当調製施設は、「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ弁当調製施設名簿」（参考様式第1号。以下「弁当調製施設名簿」という。）により、令和8年9月末日までに日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ実行委員会（以下「県」という。）に報告する。

② 上記①の報告後に、追加して弁当調製施設を選定した場合、速やかに追加分の弁当調製施設名簿を①と同様に報告する。

#### (3) 弁当調製施設の選定の取消し

① (1)により選定した弁当調製施設が次の各号のいずれかに該当するときは、必要に応じ、弁当調製施設の選定を取り消すこと。

ア 食品衛生関係法令に基づく施設の改善命令及び指導に従わないとき。

イ 食品衛生関係法令に基づく施設の許可の取消し、営業の全部又は一部の禁止、若しくは期間を定めての営業の停止処分を受けたとき。

ウ 会場地市町村の許可なく本業務の一部又は全部を第三者に再委託したとき。

エ その他会場地市町村が不相当と認めたとき。

② ①により、会場地市町村が選定を取り消したときは、速やかに県に報告する。なお、県は選定の取消しの報告を受けた弁当調製施設について他会場地市町村に情報提供を行う。

#### (4) 弁当の申込み及び発注

① 競技会参加者からの申込みを受け付けた斡旋弁当（競技会参加者から弁当料金を徴収して提供する弁当をいう。）及び支給弁当（会場地市町村が弁当料金を負担して提供する弁当をいう。）の個数を取りまとめ、選定した弁当調製施設へ発注する。

② 競技会参加者に対して、申込み受付後の変更及び取消しは、原則として認めないこととする。

③ 発注にあたっては、当該弁当調製施設の調製能力を超えることのないよう留意する。

#### (5) 弁当の調製、運搬等

次に掲げる事項を弁当調製施設に遵守させるものとする。

① 調製、包装等にあたっては衛生管理を徹底すること。

② 会場地市町村が指定する項目を容器等に表示すること。

③ 会場地市町村が示した方法で指定する日時及び場所に納入すること。

#### (6) 弁当引換所の設置、弁当の保管

弁当引換所の設置及び弁当の保管等の弁当引換業務にあたっては、保健所の指導の下、衛生上の安全を確保する。

(7) 弁当代金の精算

弁当を納入した弁当調製施設に対して、競技会終了後に精算する。

3 弁当調製施設の選定基準

弁当調製施設は、下記の基準を満たす施設の中から選定する。

(1) 法令遵守

食品衛生法に基づく営業許可を受けており、食品衛生関係法令並びに大量調理施設衛生管理マニュアル等各弁当調製施設の実態に応じた法令及び規則等を遵守していること。

(2) 立地条件

弁当調製施設の所在地は各会場まで概ね2時間以内であり、原則として宮崎県内に所在していること。ただし、宮崎県内の弁当調製施設だけで必要な食数が確保できない場合は、宮崎県外に所在する弁当調製施設も対象とする。

(3) 衛生管理体制

① 過去3年間に、食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止の処分を受けていないこと。ただし、保健所の監視指導を受けて問題がないことが確認できた場合はこの限りではない。

② 提供食数にかかわらず、検食は調理済み食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器（ビニール袋等）に入れ、密封し、 $-20^{\circ}\text{C}$ 以下で2週間以上保存すること。同一の食品を1回300食以上又は1日750食以上を提供する場合は、前記の規定による保存のほかに、当該食品の原材料ごとに前記と同様の工程で保存を行うこと。なお、原材料は、特に、洗浄・殺菌等を行わず、購入した状態で保存すること。

③ 提供食数にかかわらず、調理従事者（食品に直接接触する作業に従事する者。以下同じ。）は、可能な限り、概ね競技会開催前1か月の間に検便を実施するよう努めること。なお、検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌（O157等）、ノロウイルスとすること。

④ 死亡後遺障害補償額が、1事故1億円以上の食品賠償保険等に加入していること、若しくは国スポ開催期間中参加できること。

(4) 弁当調製能力

① 1日当たりの弁当調製能力が、会場地市町村の指定した食数以上であること。

② 申出のあった提供可能数が、弁当調製施設の規模、従事者数に見合ったものであること。

(5) 対応能力

① 会場地市町村が定める弁当料金による調製が可能であること。

② 献立内容及び弁当容器、包装紙等について会場地市町村の指示に従うことができること。

③ 弁当容器に会場地市町村が定める項目をラベルシート等で表示ができること。

④ 弁当の付属品及びお品書き等について、会場地市町村が指定する内容を提供できること。

⑤ 会場地市町村が指定する時刻・場所に適切な温度管理（ $10^{\circ}\text{C}$ 以下）、衛生管理を行った運搬ができること。

⑥ 競技会の運営に合わせた受注、搬入ができること。

⑦ 荒天等により競技会場等が変更又は開催中止となった場合に、弁当の調製及び納入について、会場地市町村の指示に基づく対応ができること。

#### 4 弁当の献立

弁当の献立の作成又は選定について、会場地市町村が定める。

#### 5 その他

- (1) この指針に定めるもののほか、弁当調達業務の実施に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 国スポ県内競技会にかかるリハーサル大会の弁当調達業務については、必要に応じ、この指針に準じて実施する。

